

入札監理小委員会における審議結果報告

エコライフ・フェア 2013 実施業務 (環境保全普及推進事業)

エコライフ・フェア 2013 実施業務（環境保全普及推進事業）については、従来、企画競争による随意契約としていたものを、官民競争入札等監理委員会など第三者機関の関与により公正性・透明性を確保した上での一般競争入札への移行を図るべく、公共サービス改革基本方針（別表）に基づき、平成 25 年度より民間競争入札を実施することとされたものである。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）について、以下のとおり報告する。

1. 業務の詳細な内容について

【論点】

○出展者に求める出展料について、収支報告の結果、過不足が生じた場合の対処について明記しておく必要があるのではないか。（実施要項案 5 ページ）

【対応】

- 受託事業者は、出展料の設定において、過不足が生じた場合の精算方法等も含めて、事前に環境省及び共催者と協議の上、了解を得ることとした。
- その他、実施要項案に明記されていない詳細な事項については、入札説明会等の場において明示にすることとした。

2. 入札参加者に求める提出書類について

【論点】

○入札参加者に求める提出書類が、落札者を決定するための評価を行う上で適切な設定となっているか。（実施要項案 11～12, 23 ページ）

【対応】

- 組織的基盤に関する確認のために、親会社等に関する情報の記載を求めていることから、経理的基盤に関する確認においても、該当する場合においては、連結財務諸表の添付を求めることとした。

○当初は、直近決算月が入札日から 3 ヶ月以上遡る場合に残高試算表の提出を
求めることとしていたが、他の契約案件における提出書類の要求状況等を鑑み、
本実施要項案では残高試算表の提出は求めないこととした。

3. パブリックコメントについて

○11月19日から30日までの2週間にわたりパブリックコメントを実施したものの、
特段意見は寄せられなかった。今後とも、入札説明会等の場において丁寧な説明に
努め、競争参加者の確保と、確実な事業実施に向けた対応を進めていくこととする。

以上